

意見書案第2号

小・中学校における学校給食の無償化を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日提出

提出者

江別市議会議員 野村尚志

〃 稲守耕司

〃 猪股美香

〃 奥野妙子

〃 高橋典子

小・中学校における学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができるものとして、重要な役割を果たしています。

多くの場合、学校給食費は保護者負担となっており、保護者が負担する年間の平均給食費は、文部科学省の調査によると、令和5年5月現在では、公立小学校で約5万2,000円、公立中学校で約5万9,000円であり、昨今の物価高騰の影響も受け負担は増加しています。

また、一部の地方公共団体では無償化が進んでいるものの、地域による格差は残されたままです。

よって、国におかれましては、小・中学校における学校給食の無償化を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 全ての子供が安心して安全な給食を食べられる環境を実現するために、国による一律の支援を通じて、全国の小・中学校における学校給食を無償化すること。
- 2 給食未実施の地方公共団体、小・中学校においても、全ての子供の食の安心を確保するという観点から、取り得る施策の在り方について速やかに検討をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

北海道江別市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官